

集団的自衛権をどう思いますか



札幌市医師会
かとう皮膚科クリニック

加藤 文博

集団的自衛権を容認する安全保障関連法案について、与野党は激しく議論を重ねている。違憲か合憲かという判断になると、憲法学者の大多数（95%）が違憲と考えており、安倍首相の解釈を合憲と考えている憲法学者はごく少数である。憲法改正に関しては、改憲派と護憲派の間でこれまでずっと議論が行われてきた。もちろん、憲法改正といってもほとんどが「9条」に関する議論である。しかし議論の根底には国家の権力者は憲法を守らなければならないという立憲主義の考えがあった。

安倍首相はこれまで9条の改定に向けて「裏三本の矢といえる」さまざまな策を弄してきた。「第一の矢」は憲法96条の改定である。96条はご存じの通り憲法改正に関する条文で、「憲法改正には衆参両議院の3分の2以上の賛成で国会が発議し、国民の過半数の賛成が必要となる」。昨年白石区支部の忘年会で、自民党の憲法改正委員会に属する議員の講演があった。話の趣旨としては、諸外国では戦後何度も憲法改正が行われているのに、日本だけが一度も行われていないのは手続きが諸外国に比べて厳しいためだということであった。戦後、ドイツでは58回、フランスでは27回、アメリカでも6回の憲法改正が行われている。にもかかわらず、日本だけが一度も憲法の改正を行っていないのは大変おかしなことである。アメリカでは「連邦議会の両院の3分の2以上の賛成」と「全州の4分の3の州議会の賛成」が必要であり、日本のように国民投票までは必要としないといった内容であった。

しかし、これは都合のよいように事実を組み合わせた話である。戦後ドイツは近い将来に統一できると考えられており、その時に正式な憲法を作ろうとしていたため正確には憲法はなく、必要不可欠な規定だけの条文であった。そのため東西ドイツの統合が遅れるにつれさまざまな技術的手続き的な法改正が必要となり、たびたび憲法改正しなくてはならなくなった。しかし、基本的な人権など根幹にかかわる法改正ははじめからできないことになっていた。アメリカは2大政党制であり、連邦議会の3分の2以上の賛成ということは当然、国民の過半数もこれを認めていることとなり、国民投票は不要である。また、アメリカでの憲法改正は今でもアメリカが抱える大きな問題である人種差別に関する憲法

改正である。9条改正という本丸を隠し、このような国民をだますためだけの講演では任期中に集団的自衛権を認めさせるのは無理と思った安倍首相は驚くべき行動に出た。それが昨年末に行われたアベノミクス選挙である。これが「第2の矢」となる。

これまでいろいろな解散が行われてきたが、前回の選挙ほど不可思議な解散はなかった。通常、国会の解散は、与党の支持率が低下し政権を維持できなかった場合や、小泉政権の時の「郵政民営化選挙」のように与党内でも意見が統一できない案件が起こったときに解散が行われてきた。しかし前回の選挙では与党は安定多数を占め、内閣支持率も高く野党は前々回の選挙よりさらに弱体化しており、解散は与党も野党も国民も望むものではなかった。安倍首相は自らこの解散を「アベノミクス解散」と銘打った。野党もこれに乗ってしまったため結果は自民党の圧勝となり、永田町での安倍首相の権限はきわめて強大なものとなった。そしてこのタイミングを見計らって「最後の矢」である「安全保障関連法案」を提出することになる。

安倍首相は、戦後70年間議論されてきた憲法9条の改正を、憲法改正なしに行おうとしている。国民の半数以上は、今国会で集団的自衛権を容認する安全保障関連法案を通すべきではないという世論調査が出ている。しかし、安倍首相は「第二の矢」で行った解散総選挙での結果を受け、集団的自衛権も国民の信託を受けていると言い張っている。自ら「アベノミクス選挙」と明言していたのにもかかわらずである。

そもそも憲法は国家権力の乱用を防ぐため「主権者である国民の権利」を守るためのものである。しかし安倍首相および一部の自民党議員は憲法を政治家が変えることができないのはおかしいと考えているのであるから、いくら国会で審議しても意見がかみ合わないのは当然である。

安倍首相は医療保険制度関連法案を十分な審議をしないまま成立させ、保険外併用療養費制度により混合診療の全面解禁を推進しようとしている。長瀬会長は道医の代議員会において、安倍首相の過剰なまでの自信を危惧する発言をされていた。このまま自らの持論を押し通すだけの答弁で、十分な審議が行われぬまま海外での戦争行為を認める安全保障関連法案を通すことは子々孫々まで禍根を残すことになりかねない。